

# 被災後に支援を受けるために

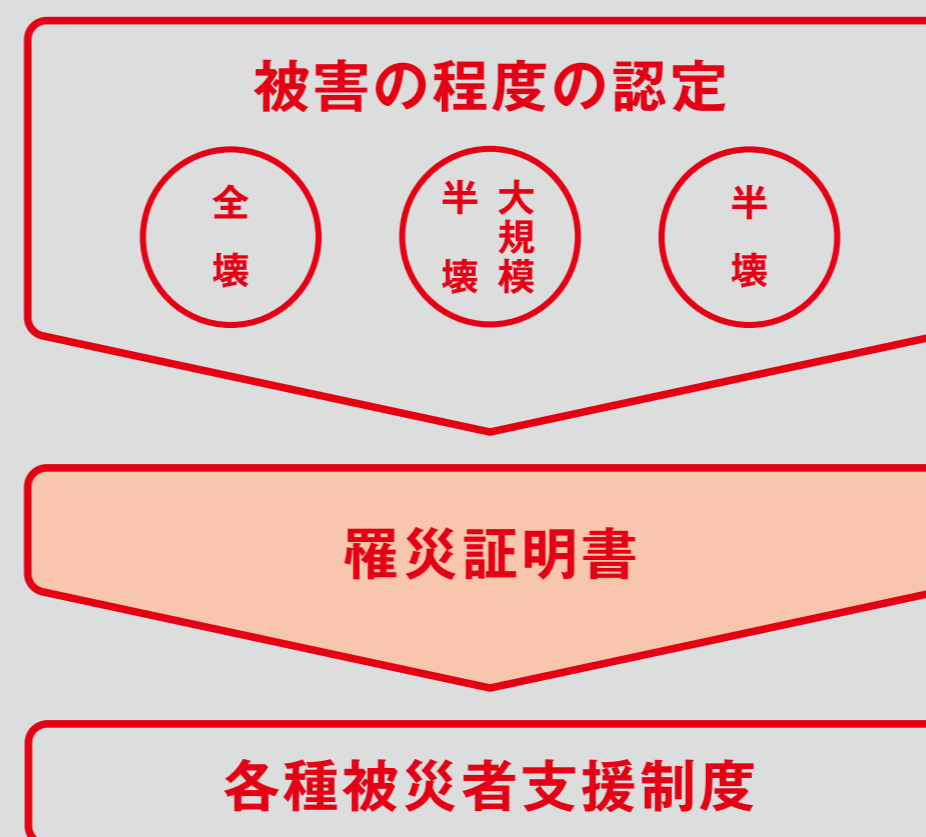
## Receiving Assistance After a Disaster



せい かつ さい けん  
生活再建に向けたさまざまな支  
援を受けるためには、「罹災証  
明書」が必要となる。住所のある  
市町村に「住家の被害認定調  
査」を申し込むと発行される。罹  
災証明書は、応急仮設住宅への  
入居、支援金の受給、融資や借  
入、固定資産税や国民保険料・  
公共料金の減免・猶予などさまざ  
まな被災者の支援に必要なとなる。

### 住家の被害認定調査

- 被災した住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）を認定するため、市町村の職員などが行う。
- 各市町村は、調査結果に基づき被災世帯に「罹災証明書」を発行する。



罹災証明書		第 号			
		年 月 日			
世帯主住所					
世帯主氏名	世帯人員	人			
災害の原因					
罹災者住所					
罹災者					
罹災者区分					
罹災場所					
罹災物件種別					
世帯構成					
氏名	性別	年齢	氏名	性別	年齢
区分					
参考					
その他					
上記のとおり、被災したことを証明する。					
年 月 日					
町長					

罹災証明書（※様式は市町村によって異なります。）